

○熊本県中小企業等協同組合法施行規程

(平成 19 年 8 月 29 日告示第 738 号)

改正 平成 20 年 2 月 13 日告示第 112 号

熊本県中小企業等協同組合法施行規程を次のように定める。

熊本県中小企業等協同組合法施行規程

熊本県知事が所管する中小企業等協同組合法(昭和 24 年法律第 181 号)第 3 条に規定する中小企業等協同組合に関して、同法及び中小企業等協同組合法施行規則(平成 20 年内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第 1 号)に基づき行政庁が定めることとされている事項については、中小企業等協同組合法施行規程(平成 20 年金融庁、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第 1 号)の規定の例による。

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

附 則(平成 20 年 2 月 13 日告示第 112 号)

この規程は、告示の日から施行する。